

なるほど！



教職員にできる選挙運動

政治活動・選挙運動の自由は、主権者である国民にとって、最も重要な権利の1つ!!

現行の公職選挙法や国家公務員法・地方公務員法の中には、公務員の選挙運動に不当に制限を加える条項があります。文部科学省や教育委員会は、あたかも、教職員が一切の政治活動・選挙運動が禁止されているかのような通達や指示文書を出し、憲法に保障されている政治活動・選挙運動を委縮させようとしています。

現行法規によって、教職員にたいして“刑罰によって禁止”されているのは、公職選挙法137条の「児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用」した運動だけです。そして、この「教育上の地位利用」とは、「担任・教科担当の教員が、児童・生徒・学生に教育上不利益を与える可能性のある、現在の教え子の保護者に投票依頼すること」と解釈されており、教職員にできる選挙運動は数多くあります。

選挙運動とは…特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として、有権者に働きかける行為のこと

(例)「今度の衆議院選挙で(候補の)○○さんに一票を入れてください」など、有権者に投票依頼をすること。



※公示前は、誰であれ、選挙運動は「事前運動」として禁止されています

選挙期間とは？

選挙期間

※公示日～投票日前日まで



選挙期間中にできることって、どんなこと？

インターネットでの選挙運動

ホームページやブログ、SNS(※旧Twitter、Facebook、LINEなどの交流サイト)を通じて、特定の政党・候補への投票を呼びかけることや対話することは自由できます。

(※投票日には更新できません)

公示前は、投票依頼などの選挙運動はできませんが、政党の政策などを知らせることは自由にできます。

一方、Eメールの扱いは制限されており、有権者が投票依頼のメールを送ることは規制されています。

ネットでできる選挙運動

HP・ブログ	○
SNS	○
Eメール	×



電話での投票依頼は自由

電話での投票依頼は自由にできます。



※ 現在の教え子の保護者に投票依頼することは、地位利用となり、左の3つの行為もできません。

「個々面接」での投票依頼は自由

たまたま会った人や他の用件で人を訪ねた際、投票や応援を頼むことを「個々面接」といい、これは適法な運動です。路上、バス・電車の中、商店などで友人・知人・親戚に出会ったとき、また、用事のついでに投票依頼することは問題ありません。

また、政党・政見放送の視聴や、演説会への参加も自由にできます。



⇒ 禁止されている「戸別訪問」とは、①選挙に関し、②投票を得る目的で、③連續して、④相当多数の、⑤選挙人の居宅またはこれに準ずる場所を、⑥訪問する行為、という6つの要件があり、このどれか1つを欠いても禁止行為に当たらないとされています。

親しい人への手紙の中での添え書はOK！



特定の候補者や政党への投票依頼を目的とした手紙は、選挙期間の前後を問わずできません。ごく親しい人（不特定多数は×）への手紙の中で、選挙についての添え書をすることはかまいません。必ず自筆で送りましょう。

その他の政治活動について

後援会への加入やカンパは自由

- ① 地域や職場の「後援会」に入ることは自由です。
- ② 公務員も、政党・政治団体・候補者にたいする選挙カンパなどに、個人として任意に応することは自由です。

公示前のビラ配布は自由

- ① 公示前は、投票依頼などの選挙運動はできませんが、政党や予定候補者の政策などの宣伝物は、自由に配布できます。（選挙期間中は、公選法で認められたビラのみ）
- ② 後援会のニュースや文書を配布することも自由です。その場合は「部内資料」と明記して活用しましょう。

選挙期間中の組合活動って、どうなるの？

選挙期間中も、労働組合の活動はなんら制限を受けません。したがって、教育要求などで宣伝、署名活動などを行うことは自由です。



教職員の選挙運動に関して、各地域それぞれに、さまざまな経過があります。この資料を参考にし、各地域の実情をふまえてとりくみをすすめてください。心配な点については事前にご相談ください。